

入館料等変わります

7月1日から

使用料等が変更になる施設

イルフプラザ・カルチャーセンター

(単位 円)

おかや総合福祉センター（諏訪湖ハイツ）(単位 円)

	非営利		営利	
	改正前	改正後	改正前	改正後
第1研修室、第2研修室	100	150	150	450
第3研修室、第4研修室 第5研修室、第6研修室	50	100	100	300
第7研修室	200	250	300	750
第1多目的ホール	300	400	450	1,200
第2多目的ホール	200	250	300	750
調理実習室	400	500	600	1,500
第1和室	200	250	300	750
第2和室	200	200	300	600
第3和室、第4和室	150	150	250	450
第1ダンス・音楽室、 第2ダンス・音楽室	500	600	750	1,800
音楽スタジオ	150	200	250	600
録音室	100	100	150	300
工作室	100	150	150	450
第1会議室、第2会議室	50	100	100	300
IT研修室	200	250	300	750
催事場	650	850	1,000	2,550

	非営利		営利	
	改正前	改正後	改正前	改正後
工作室	200	300	300	900
IT研修室	200	200	300	600
101研修室	-	150	-	450
大会議室	550	700	850	2,100
201研修室	200	250	300	750
202研修室	250	300	400	900
203研修室	100	150	150	450
204研修室	200	250	300	750
205研修室	100	150	150	450
206研修室	100	150	150	450
207研修室	100	150	150	450
コンベンションホール	650	800	1,000	2,400
301研修室	200	250	300	750
304研修室	-	150	-	450
305研修室	-	150	-	450
310研修室	150	200	250	600
311相談室	100	150	150	450
312相談室	100	150	150	450
313相談室	100	150	150	450
314相談室	100	150	150	450
315研修室	-	150	-	450

テクノプラザおかや

(単位 円)

岡谷太鼓道場

(単位 円)

		午前9時～ 午後0時30分		午後0時30分～ 午後5時30分		午後5時30分～ 午後9時30分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
		大研修室兼 展示場	一般	5,200	6,500	7,500	9,300
	営利	7,800	9,700	11,200	13,900	9,000	11,200
IT支援室	一般	3,500	4,300	5,000	6,200	4,000	5,000
	営利	5,200	6,400	7,500	9,300	6,000	7,500
人材育成 研修室A	一般	700	800	1,000	1,200	800	1,000
	営利	1,000	1,200	1,500	1,800	1,200	1,500
人材育成 研修室B	一般	700	800	1,000	1,200	800	1,000
	営利	1,000	1,200	1,500	1,800	1,200	1,500
商談室	一般	900	1,100	1,300	1,600	1,100	1,300
	営利	1,300	1,600	1,900	2,400	1,600	1,900
異業種交流室	一般	900	1,100	1,300	1,600	1,100	1,300
	営利	1,300	1,600	1,900	2,400	1,600	1,900
実習室	一般	700	800	1,000	1,200	800	1,000
	営利	1,000	1,200	1,500	1,800	1,200	1,500

	営利	
	改正前 (設定なし)	改正後
第1練習室	(500)	1,500
第2練習室	(500)	1,500
第3練習室	(300)	900
第4練習室	(300)	900
第5練習室	(300)	900

文化会館使用料(小ホール照明)(単位 円)

	営利	
	改正前	改正後
照明Aセット	5,200	5,500
照明Bセット	10,400	10,900
照明Cセット	14,550	15,300
照明Dセット	18,700	19,600

※イルフプラザ・カルチャーセンター、テクノプラザおかや、湊公民館、川岸公民館、長地公民館については、このほか実費徴収金(冷暖房料)の変更があります。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

アミューズメント施設使用料(会議室)(単位 円)

	非営利		営利	
	改正前	改正後	改正前 (設定なし)	改正後
全室	250	600	(600)	1,800
1号室	150	350	(350)	1,050
2号室	100	250	(250)	750

公共施設の使用料、

市では行財政改革プランの推進のもと、公共施設の使用料、手数料等の一斉見直しを行いました。

4月1日から 年間入館券・共通入館券を発売します

年間入館券

有効期限は発行日から1年間で本人のみの利用に限ります。

(単位 円)

	一般	高校生	中学生	小学生
イルフ童画館年間入館券	2,000	1,000	-	-
市立岡谷蚕糸博物館年間入館券	1,000	1,000	-	-
市立岡谷美術考古館年間入館券	1,000	1,000	-	-

共通入館券

(単位 円)

イルフ童画館、市立岡谷蚕糸博物館・岡谷美術考古館、旧林家住宅にそれぞれ1回入館できる共通入館券を発売します。有効期限は発行日から7日間です。

	一般	高校生	中学生	小学生
共通入館券	1,200	900	500	350

4月1日から 使用料等が変更になる施設

塩嶺野外活動センター

(単位 円)

	改正前		改正後	
	一般	市内	市内	市外
1人日帰り	300	300	300	500
1人1泊	改正前		改正後	
	高校生		高校生	
	1,300			1,500
	一般		一般	
1,500	1,500	1,500	2,000	

岡谷市勤労会館

(単位 円)

	営利	
	改正前	改正後
第1会議室	300	600
第2会議室	300	600
第3会議室	300	600
視聴覚室	300	600
和室	300	600
大会議室	600	1,200

市営庭球場

(単位 円)

	通年使用	
	改正前	改正後
一般	8,000	10,000
小・中学生	3,300	4,100

岡谷駅前広場駐車場

(単位 円)

	改正前		改正後	
	1台につき30分を超え60分以内	250	1台につき30分を超える20分ごと	100
自家用車整理場	1台につき60分を超える30分ごと	150		

岡谷駅前広場の駐車場を整備します。
工事完成後の使用料金となります。

固定資産税

資産税担当

(内線1129)

↓平成20年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、

4月上旬郵送する予定です↓

平成20年度の固定資産税は、平成20年1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している方(登記簿に所有者として登記されている方等)に課税されます。(売買等により年度の途中で所有権が移転した場合でも、平成20年1月1日時点の所有者にかかります) 税率は1.4%で、土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計に税率をかけて、税額を算出しています。

《土地》

土地は、地目別に国の評価基準に定められた方法により評価します。課税地目は土地登記簿の地目にかかわらず、1月1日の現況によります。ただし、農地転用の許可を受けている土地は、現況が農地であっても宅地並みの地目として評価されます。課税地積は原則として土地登記簿に登記されている地積となります。

○地価の下落に伴う時点修正
平成20年度についても、地価の

下落が認められたことから時点修正を実施して、評価額の引き下げを行いました。

○税負担の調整措置

平成6年度の税制改正により、評価額が一気に引き上げられたため、急激な税負担の増加とならないようにするため、現在、課税標準額を徐々に上げて評価額に近づけるなどの措置をとっています。このため、評価額が下がっても課税標準額が上がると、その結果税額が上がることがあります。

○平成20年度の路線価および標準宅地価格の閲覧

宅地評価に用いる路線価および市内の標準宅地価格は、4月1日(火)から税務課資産税の窓口で閲覧できます。

《家屋》

○家屋の評価

評価額Ⅱ再建築価格×

経年減点補正率

再建築価格…評価の対象となる家屋と同一のものを、評価の時点

においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費を固定資産評価基準に基づき算出したものです。

経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

○平成19年より前に建築された家屋(在来分家屋)

評価額は、評価替え年度であった平成18年度、または平成19年度と同額となり、今年度まで据え置きとなります。

○平成19年中に新増築された家屋

建物調査をさせていただいた資料に基づき、固定資産評価基準に沿って評価額を算出しました。なお、一定の要件に該当する新築の住宅については、新築時から一定の期間、減価措置があります。

○住宅改修に伴う固定資産税の減額措置について

※減額を受けるためには、いずれも申告が必要になります。詳しくはお問い合わせください。
・省エネ改修(平成20年度税制改正により創設)

平成20年1月1日に存する住宅(賃貸住宅を除く)について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、30万円以上の一定の省エネ改修工事(①窓の改修 ②窓の改修と床の断熱改修 ③窓の改修と天井の断熱改修 ④窓

の改修と壁の断熱改修)を行い、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになった場合、床面積の120㎡分までを限度として翌年度分の固定資産税が3分の1減額されます。

・バリアフリー改修

65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害者の方のいずれかが居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)について、補助金を除く自己負担が30万円以上の一定のバリアフリー改修工事を行った場合、床面積の100㎡分までを限度として翌年度分の固定資産税が3分の1減額されます。

・耐震改修

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、30万円以上の耐震改修工事を行った場合、工事完了の時期に応じて一定の期間、床面積の120㎡分までを限度として固定資産税が2分の1減額されます。

○長期優良住宅(200年住宅)に係る特例措置について(平成20年度税制改正により創設)

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期優良住宅」について、1戸あたり120㎡相当分までを限度として、新築後5年度分(中高層耐火建築物にあつては7年度分)の固定資産税が2分の1減額されます。

《償却資産》

○理論帳簿価額制度の廃止について
（平成20年度税制改正により廃止）

これまでは、固定資産評価基準により算出した評価額と理論帳簿価額とを比較し、いずれか高い方を決定価格としていましたが、今後は評価額が決定価格になります。

都市計画税

都市計画税は、固定資産税の例によって算出され、都市計画事業等の費用にあてるための目的税として、土地や家屋を所有している方に課税されます。（ただし、山林、原野、農業振興地域内の農用地は対象外となります）

税率は0.2%で、固定資産税とあわせて納付をお願いしています。

固定資産税・都市計画税の納期限（口座振替日）

第1期	4月30日（水）
第2期	7月31日（木）
第3期	12月25日（木）
第4期	平成21年

3月2日（月）

期限内納付にご協力ください。

納付には、便利な口座振替をご利用ください。手続きは税務課または金融機関の窓口でできます。

平成20年度固定資産税に係る課税台帳の閲覧、縦覧帳簿の縦覧について

※ 閲覧、縦覧する場合は、納税通知書、運転免許証等本人の確認ができる書類または印鑑を持参してください。

○課税台帳（名寄帳）の閲覧について

- ・4月1日（火）から市役所税務課、湊・川岸・長地支所で閲覧できます。
- ・納税義務者である方の閲覧は、4月1日（火）～30日（水）に限り、無料となります。

○縦覧帳簿の縦覧について

縦覧できる方 固定資産税納税者

期 間 4月1日（火）～30日（水）（土・日曜日、祝日は除く）

時 間 午前8時30分～午後5時30分

場 所 市役所税務課資産税担当窓口

国民健康保険税

国民健康保険税の納税通知書（暫定課税分）を送付します
（4月15日予定）

国民健康保険税の

税額算出説明

国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計により一年間の税額を決定しますが、4月から6月の間は、加入者の前年中の所得が確定できないため、所得割の算定ができません。

そこで、平成20年度国民健康保険税のうち、4月から6月の3か月は前年度年税額の12分の3に相当する額をお支払いいただきます。

…これを暫定課税といえます。

7月から翌年3月の9か月は、確定税額から4月から6月の暫定課税額を差引いた額をお支払いいただきます。

なお、国保の加入・喪失の手続を4月から6月の間にされた方は、7月に精算し、年税額を確定します。（7月に通知が送付されます）

国保税額が前年度分の2分の1に満たない場合は、納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、市長に対して、特例に基づいて徴収される税額の修正を申し出るこ

～口座振替をご利用の方～

◎全期分を一括納付する方は、年2回の振替となります

振替日	振替期別	備 考
1回目	第1期 （4月）	1期から3期分 （4月）（6月） 暫定課税分
2回目	第4期 （7月）	4期から12期分 （7月）（3月） 本算定分

国民健康保険税の

変更について

限度額が変わります

平成20年4月から始まる75歳以上対象の後期高齢者医療制度の開始に伴い、75歳未満の方の国民健康保険税（医療分・介護保険分）に、新たに後期高齢者支援金分が加わります。これにより3つの合計額が国民健康保険税として世帯主に賦課されます。（税率は納付額が変わらないようにあんぶんします）

従来の限度額

医療給付費分	56万円
介護保険分	9万円



新しい限度額

医療給付費分	47万円
後期高齢者支援金	12万円
介護保険分	9万円

特別徴収が始まります

65歳～74歳までの世帯主で④の全てに該当する方の国保税は、10月以降年金からの天引き（特別徴収）が始まります。

①世帯主が国民健康保険の加入者となっていること。

②世帯内の国民健康保険加入者の方全員が65～74歳であること。

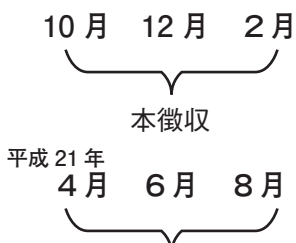
③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。

④国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

（ただし、2分の1を超える場合には介護保険料のみが年金から徴収されます）

事前に特別徴収の通知をお送りし、10月以降（2か月分に相当する額です）年金からの天引きとなります。

年金支給月



仮徴収（新年度の税額が確定するまでの間、2月と同額）

※特別徴収されない方はこれまで通り、納付書や口座振替等の方法により納めていただきます。

●後期高齢者医療制度に伴う、国民健康保険税の軽減等について

●世帯内の国保加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保加入者が1人世帯となった場合
平等割が5年間、半額

●世帯内の国保加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、軽減の対象から外れる場合
世帯構成等変わらない限り5年間、軽減を継続

●後期高齢者医療制度に移行したため、社会保険等の扶養から外れる場合
65歳～74歳の方のみ
2年間

- ・所得割・資産割を全額免除
- ・均等割を半額に減額
- ・1人で加入した時は平等割を半額に減額

※他の方の被扶養者になれない場合は国民健康保険に加入していただきます。【要手続】

特別徴収により暫定課税期間が変わります

暫定課税期間	4月～7月の4か月
本算定期間	8月～翌年3月の8か月



暫定課税期間	4月～6月の3か月
本算定期間	7月～翌年3月の9か月

国民健康保険税の賦課や特別徴収などに関する問い合わせは、健康推進課 国保医療担当（内線1190）へお願いします。税金の賦課や納付に関する問い合わせは、税務課 収納担当（内線1138）へお願いします。



後期高齢者医療制度に関する質問にお答えします！

4月から後期高齢者医療制度がスタートしました。みなさんから寄せられたご質問の中で、多かった内容について取り上げました。

Q1. 夫である私は77歳。妻は、72歳で、国民健康保険に加入しています。私は後期高齢者医療制度に加入することになりますが、妻はどうなりますか？

A 奥様は、国民健康保険に引き続き加入していただくこととなります。新たに保険証をお送りしますので、医療機関にて提示してください。また、国民健康保険税については、奥様おひとり分で計算します。

Q2. 医療費の窓口負担割合は変わりますか？

A 老人保健と基本的に同じです。一般的な所得の方は、今までどおり1割負担です。現役並み所得者は3割負担です。ただし、所得に応じて毎年負担割合の変更を行います。毎年8月に判定します。

Q3. 長野県は、老人医療費が低いと言われているが、保険料も低いのですか？

A 保険料率は、制度の運営をしている長野県後期高齢者医療広域連合が、後期高齢者の方々の医療費や、所得に応じて決定します。長野県の老人医療費は、全国的にみて、長い間最も低い状況にあります。したがって、長野県の平均保険料は、全国平均を下回っていて、低いといえます。

Q4. 年金以外に所得がある人の保険料はどうなりますか？

A 年金のほか、営業所得や不動産所得などがある場合、それも合算した所得額をもとに全体的な負担能力に応じて決定されます。年金の額だけで保険料の額が決まるわけではありません。

Q5. 保険料はどうやって支払うのですか？

A 保険料は、後期高齢者の方々全員に支払っていただきますが、年金の年額が18万円以上の方は、年6回の年金の支払期（偶数月）ごとに、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。（特別徴収）

☆国民健康保険に加入されていた方は、4月から年金天引きが開始されます。

☆被用者保険の本人だった方については、7月から9月まで納付書で納めていただき、10月からは年金天引きとなります。被扶養者であった方は10月から年金天引きとなります。

☆ただし、年金が年額18万円未満の方や、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方は、7月以降に納入通知書で納めていただきます。（普通徴収）

～詳しくは 健康推進課（内線1186）までお問い合わせください～

みんなの 声

このコーナーでは、みなさんのご意見（市政、広報、最近のできごとなど）を紹介します。ご意見をどしどしお寄せください。お待ちしております。

宛て先…〒394-8510 岡谷市役所（住所不要）
広報情報課広報広聴

（▼は広報広聴担当より）

3月のがみから

日 中だいが暖かくなりました。下の娘もクツを履いて歩けるようになったので天気の良い日には散歩に出かけようと思います。

（長地権現町 Tさん）

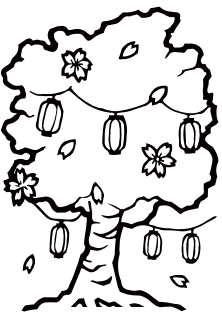
▼いい陽気になり植物の芽も出始めました。散歩に出かければいろいろな春が見えてきそうですね。

ひ な祭りも近い日のことです。ご近所の奥様から手作りの「ちらしずし」をいただきました。昔はなんでも手作りしていました。家族も少人数になり、つい出来たモノを買ってしまつ今日この頃です。

（長地小萩 Iさん）

▼大量生産の品物は便利ですが、心のこもった手料理のおいしさは格別です。

啓 蟄なのに庭先の畑には雪が残って虫が出られません。夕方諏訪湖へ行く



と、真っ赤な太陽を見ました。夕日の美しさ、氷の上にはコハクチヨウたちが寝ていて自宅では決して見られない風景でした。

（川岸東 Mさん）

▼白い湖面に真っ赤な夕日は冬ならではの美しい光景ですね。

コ ハクチヨウの北帰行も始まったようですね。

今年の冬は寒かったですが、横河川河口にいる鴨類を観るのが楽しくてよく出かけてきました。野鳥の会の方々に鴨の名前を教わり少し覚えてきました。

（長地柴宮 Kさん）

▼冬の諏訪湖にはたくさん種類の鳥が集まります。何種類いるのか数えてみるのも楽しみですね。

岡谷のみなさん、お世話になりました！

今回、私のコラムは41回目を迎えましたが、残念ながらこれが最後になります。私は、岡谷市に住み始めて市の国際交流員になってから3年半になりましたが、3月29日で岡谷を後にし、次の目的地、東京へ向かいます。岡谷市を離れるのはもちろん寂しいですが、東京で新たな生活をし、調理関係の勉強など昔からやりたかったことをいろいろ挑戦するのを楽しみにしています。

この3年半の間、大勢の市民と知り合い交流する機会に恵まれ、姉妹都市交流、スポーツ交流、産業交流、教育交流などさまざまな交流を通して、これからの生活に役立つ貴重な経験をたくさんさせていただきました。しかし、一番印象的だったのは、やはり子どもです。学校や保育園・幼稚園を訪問したら、いつも笑顔で迎えられる、小さいうちに外国人や外国に対して、まだ何も偏見・差別を感じないので、やはり素直ですね！

毎月このコラムでは、いろいろな題材を取り上げ、自

分にとっても大いに勉強になりました。ニュージーランドや日本、様々な国の文化の違いを多く取り上げて紹介してきましたが、その中で私が強く感じたのは、実際にはさまざまな文化が、それぞれ違っているところよりも、共通するところが実に多いという点です。特に、家族、友情、人権、教育、健康や環境保護などは、国を問わず、とても大切にされていることです。日常生活の過ごし方は違うところも多々ありますが、基礎にある価値観は同じなのです。

私の岡谷市での生活を支えてくれた何千もの市民みなさんそれぞれにお礼を申し上げるのは残念ながら不可能ではありますが、この場を借りて、私が長い間お世話になりましたこと、心から感謝申し上げます。

東京は岡谷市からそんなに遠くはないので、また顔を出したいと思います。

それではいつかまたお会いするその日まで。みなさんどうかお元気で！

（3月10日寄稿）

Kia ora!!



No.41

国際交流員の

セーラ・アキレス

です

あなたに挑戦!

No.268

広報クイズ

うらかな春の風がやさしく街をつつみこみ、外出するのが楽しくなりましたね。

新年度がスタートしました。みなさんの今年の目標はなんですか？何か新しいことにチャレンジしてみましょう。

◎前回の答え(3月号)と当選者

問1-②75歳 問2-①煙 問3-③福祉

正解数 27 通 (応募総数 29 通) の中から抽選で M・T さん (南宮 1)、S・J さん (今井)、Y・T さん (神明 2)、H・Y さん (郷田 2)、Y・T さん (長地出早 3) に、ロマネット入浴券をお送りします。

問1 平成20年度予算の総額は〇〇〇億6,049万1千円。
①356 ②376 ③396

問2 イルフ童画館は今年で開館何周年？
①5 ②10 ③15

問3 国民健康保険税のなかに新たに加わるものは？
①生活習慣病支援金
②後期高齢者支援金
③特定健診支援金

ヒント…記事を読むと…。

◆広報クイズ応募方法

はがきに、答えの番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、ひと言を書き、広報クイズ係《〒394-8510 岡谷市役所(住所不要)》までお送りください。抽選で5名の方に、ロマネット入浴券をお送りします。4月13日必着。(ひと言は「みんなの声」に掲載させていただく場合があります)

市民レポーターだより

宮坂 槇三さんの
おかやよいとこ探し パート 49

灯りさす
ひときわその芸
花ひらく



カノラホール 館長 佐藤 典夫 さん



市民レポーター 宮坂 槇三 さん

今年の冬は殊の外、春を待ちわびる気持ち一段と強かった。二年ぶりの御神渡の出現に一時の感動を覚えるも、その後の度重なる降雪・凍結等により異形な風景がみられるのも珍しいことでした。

低溫続きで農作物の出来が心配されるなか、カノラホール小ホールの改修工事を行い出し、カノラホールの佐藤館長さんに現況を聞きに伺いました。

劣化していた照明設備がデジタル機器との連動に対応できるよう整備され、より幅広い用途で貸し館業務ができるとのこと。照明室の現場に案内され、担当の大石さんから操作方法と説明を受け、テンポよく変化していく照明に時の経つのを忘れさせられました。日進月歩で便利な道具が出てくる世の中、この舞台上に立つ人たちは幸せなことでしょう。

館長さん曰く、なるべく多くの方がカノ

音の文化の伝道者として、我々を感動の渦に巻き込んでくれる場所、カノラホール。今年はどうな感動に浸れるのでしょうか。

新しい年度、一段と健康に気をつけて頑張りますよう。

風に舞う

子等の声きく

暖かさ

4月27日(日)、午前11時からと午後3時からの2回、カノラホール小ホールの新しい照明設備の市民説明会を兼ね、「うなるソロ10国」出演者らによるミニコンサートを行います。入場は無料。お気軽にお越しください。